

児童発達支援事業における心理職の専門性 ——インタビュー調査による心理職の多職種連携と 課題への一考察——

井 上 領

児童発達支援事業における心理職の専門性

——インタビュー調査による心理職の多職種連携と 課題への一考察——

井 上 領

目 次

はじめに	
第1章 児童発達支援の目的と問題	
1-1-1 児童発達支援に求められる機能と役割	
1-1-2 当事業所の児童発達支援の概要と理念	
1-1-3 児童発達支援でのサービス提供——児童発達支援ガイドラインと個別支援計画——	
1-2 児童発達支援事業でのアセスメントの実態	
1-2-1 児童発達支援における実態把握のためのアセスメント	
1-2-2 利用児童へのアセスメント	
1-2-3 児童発達支援での包括的なアセスメントとは——多職種連携によるアセスメント——	
第2章 目的	
2-1 本研究での目的	
第3章 方法	
3-1 調査対象	
3-2 調査場所・時期	
3-3 調査手続き	
3-4 予備調査	
3-5 インタビューの内容	

3-6 本調査	
3-7 分析方法	
第4章 結果	
4-1 分類された項目結果	
第5章 考察	
5-1 児童発達支援事業での心理職の専門性	
5-2 児童発達支援事業での多職種連携	
第6章 結論と今後の課題	
6-1 結論	
6-2 今後の課題	

はじめに

2021年（平成24年）4月の児童福祉法改正に伴って、小学校から高等学校に在籍する障害を有する子どもが利用する児童発達支援事業所や放課後等デイサービスは全国的に広がっている。児童発達支援事業とは、厚生労働省障害部局の事業としてはじめて「障害」や「不自由」などの語句が使用されていない施設名称であり、事務処理要領にも障害の確定や手帳所持を利用要件としない身近な地域で利用できる、障害の種別や有無を問わない発達支援が必要な子どもすべてを対象とした事業である。先に述べた改正児童福祉法により、障害児施設の一元化が現実のものとなり、障害種別や設置の地域格差などによって利用しにくかった通園施設の利用促進が図られるとともに、子どもの育ちと育

児を基盤にしたより専門的かつ広範な支援が可能になった。しかし、その設置基準の幅が広いことから事業所数は急増しており、それは「穴場ビジネス」として異業種からの参入、福祉事業を知らない人、経験がない人など誰もが容易に事業参入できる背景もある（山本 2017）。

今回、問題としてあげるのはこのような背景のなかで、公認心理師・臨床心理士（以下、心理職）として児童発達支援事業に従事する職員の「専門性の発揮」とそれに伴う多職種との連携である。児童発達支援の共通項は「子育て支援」であり、生活・遊びを主体とする「保育」を基盤としてそれぞれの障害特性に応じた専門的支援を提供することが目的とされている。ゆえに「保育」を基盤とした支援の中での各専門職の役割があり、専門性の発揮の仕方や方法、そして多職種連携の構造を考察するのが本研究の目的となる。

第1章 児童発達支援事業の目的と問題

1-1-1 児童発達支援に求められる機能と役割

児童発達支援には、児童発達支援センター（以下、センター）とその小規模である児童発達支援事業所（以下、事業所）があり、発達支援を要する子どもたちに対して、子どもの時期にしかできない子どもらしい活動を通じて子ども自身の自尊心や自己アイデンティティを育てると同時に、育てにくさを感じる保護者に対しての支援を行う事業である。また、この支援のなかには医学モデルに代表される「治療＝治す・改善」だけでなく、「家族支援」や「関係機関連携」による環境調整による支援（生活モデル）を提供することも含まれており、多職種や関係機関との連携が欠かせないものとなっている。

人員基準や施設基準が明確に規定されるセンターでは、児童発達支援ガイドラインにおいて、「地域の中核的な支援機関として、保育所等訪問支援や障害児相談支援、地域生活支援事

業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等を実施することにより、地域の保育所等に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を行うよう努めなければならない」とされている。センターより小規模編成の事業所であっても、地域の支援機関として専門的な知識・技術に基づく支援はもちろんのこと、地域の関係機関へ働きかけに努め、家族支援や地域支援を行うことは変わらない。

しかし、児童発達支援の事業に関しては人員基準や設置基準は設けられているものの、明確な業務を定義するものはない。これにより、近年では様々な特色を持った事業所が新設されている傾向がある。これは子どもへの個別支援のニーズに合わせた利用を可能にするものであり、その子どもにフィットする活動内容を選ぶことができるというメリットがある。しかし一方では、専門職はその業務内で自身の専門性を発揮することに手探りの状態となっている。

この状況下での事業所等の専門的な役割を考察するために、角田（2019）は放課後等デイサービスの観点から、作業療法士（OT）の専門性を考察し、直接的・治療的な関わりだけでなく、子どもを取り巻く環境に対し貢献することができるようにOTの専門性の認知を進める必要があることを述べた。また稲葉（2018）は、理学療法士（PT）の観点から発達障害児や知的障害児に焦点をあて専門的な役割や多職種者の連携について考察し、多職種者との連携によるアセスメント実施の必要性を提示した。加えて、臨床心理学的アセスメントと理学療法的アセスメントにおける共通項を見出し、子どもの臨床現場においてさまざまな角度から子どもの特性を把握し、一人ひとりに合った教育方法を見つけていくことの重要性を説いている。すなわち、児童発達支援や放課後等デイサービスの現場では、専門性が発揮されたアセスメント能力が必要とされ、さらに多職種との連携を基にした子どもの生活能力の向上や社会参加の促進を含む「育ち」の支援が必要になる。特に児童発達支援の場合では「保育」との連携が肝要で

あり、子どもの特徴や発達課題に合わせた子育て支援の提供が求められている。ゆえに、児童発達支援施設の専門職の共通テーマは「子育て支援」といえる。そして、それは生活・遊びを主体とする「保育」を基盤とし、それぞれの特性に応じた専門的支援を提供するなかで、その子どもを取り巻く環境を調整することであると定義することができるだろう。以上の定義のなかで、臨床心理学的な知見から専門性を発揮することが心理職の仕事であると推察できる。

1-1-2 当事業所の児童発達支援の概要と理念

本研究での調査協力者が利用する事業所は、2005年に設立の特定非営利活動法人が2020年よりA市で事業を行っている施設である。令和6年度4月現在の職員数は施設長1名、副施設長1名、主任1名と常勤3名、非常勤3名であり、組織内の専門職は、児童発達支援管理責任者(管理者兼任)1名、心理指導担当職員(以下、心理職)3名、保育士2名、児童指導員3名である。当事業所では、常勤職員が利用者ごとに担当を持ち、児童発達支援管理責任者(以下、児発管)と連携をとりながら、保護者のニーズに合わせた個別支援を行っている。担当児の決定以降は児発管とともに自身のオリエンテーションのもとアセスメントを継続し、適宜見直しのための面談を持ち保護者のニーズと支援を確認し、必要があれば改定をその行う。

令和6年度4月現在の利用児童数は、就学前の子どもたちが利用する児童発達支援事業が27名、就学後から高校卒業までの子どもが利用する(18歳まで利用可能)放課後等デイサービスが26名であり、計53名の児童が通所している。通所にいたるきっかけとして、A市の障害福祉課への相談からはじまり、市の資料一覧から、またはインターネットの検索エンジンで事業所のホームページを見て知ったという意見が多い。

また令和6年度に厚生労働省による障害福祉サービスの報酬改定が行われ、サービス利用料

金や各種加算項目に変更が加えられた。利用料金は単位制でありA市は5級地1単位10.55円である。基本単位も支援時間によって3つの区分に分けられた。また、新たに加えられた項目として専門的支援実施加算の実施がある。本加算は、当事業所の専門職員(臨床心理士・公認心理師等)が個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合に算定されるものであり、当事業所の専門職である心理職のアセスメントにより専門的支援実施計画書が作成され、それに沿って実施される。本加算の追加により、さらに専門性の発揮が強く求められることとなったのは明らかだろう。

上記の基本単位に加算項目を合わせた単位がサービス料金として算出される。幼稚園や保育園に通所可能年齢以前の利用では家庭負担額は1割となるが、国の幼保無償化に該当する利用者負担は無料となる。

次に当法人・事業所の理念を挙げる。理念は大きく2本の軸を持ち、『①児童の安心・安全を確保し、楽しめる活動を通して自己肯定感を育成し、主体的な学びの場を提供する』、『②児童や保護者が安心して生活を送ることができるよう、職員・関係機関が連携し、支援を行う』とある。当事業内の基本方針は、『①児童に対して5領域に沿った、感覚統合、教科学習の指導、ソーシャルスキルトレーニング等の支援を実施することにより、児童の持てる社会適応や認知能力の更なる向上を図る』、『②各職員が専門性を発揮し、多職種間での連携を図ることにより、児童や保護者の生活上の困難や課題の軽減に努める』とある。概略すると、当事業所理念も子どもへの「本人支援」はもちろんのこと、「家族支援」や「地域支援」を包括しながらの「社会モデル」の支援を掲げおり、この理念は臨床心理士と公認心理師の倫理綱領とも類似するものである。また公認心理師においても「公認心理師は、その業務を行うにあたっては、その担当する者に対し、保健医療、福祉、教育等が密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらを提供者その他の関係者等との連携

を保たなければならない」と公認心理師法第42条のなかで法的義務づけられている。これはまさに心理職の専門性を発揮させるにふさわしい理念であるといえるだろう。しかし、専門職の仕事を利用者が把握できないままでは専門性の発揮も難しい。ゆえに、支援者と利用者が共通の理解を通し、支援内容を把握するなかでサービスを進めることが極めて重要であるといえよう。

1-1-3 児童発達支援でのサービス提供 ——児童発達支援ガイドライン と個別支援計画——

平成26年に厚生労働省で開催された「障害児支援の在り方に関する検討会」の報告書で、障害児支援においてはこれまで保育所保育指針のような支援の質を担保するための指針が存在しておらず、早急に障害児通所支援のガイドラインを策定する必要があるという意見が出された。それに基づき、平成27年4月に「放課後等デイサービスガイドライン」が、続いて29年の7月に「児童発達支援ガイドライン」が策定された。

児童発達支援ガイドラインでは、「児童発達支援」をあらためて「本人支援」「家族支援」「地域支援」の3つの観点で整理したことに加え、ソーシャルインクルージョンの推進、具体的には、保育所等の一般施策への移行や並行利用を促進するための、「本人支援」に新たに「移行支援」が加わった。支援にあたっては、保育所保育指針の「養護」のねらいや内容が示され、具体的には、健康や発育の確保のための保健的で安全な環境の提供、生理的欲求を満たすこと、信頼関係に基づく応答的なかわりや主体性・自発性、自信の醸成などが不可欠であり、さらに、「生活」と「遊び」を重視し、「環境」を通した支援を心がけることなどが明記された。このように、発達特性のあるなしにかかわらず、子どもが成長・発達するうえで共通する重要な視点が提示されたことは大きいと思われる。

加えて、本人支援について、「保育・生活」

「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係」の5領域に分け、それぞれのねらいや内容が詳細に提示され、障害種別ごとの合理的配慮事項も掲載された。これらの発達の視点はアセスメントや個別支援計画書作成を行うにあたっては非常に参考になるものといえる。

子ども本人に対する発達支援を行うにあたっては、単に運動機能や検査にあらわれる知的能力の向上にとどまらず、「育つうえでの自信や意欲」そして、「(発話だけに限定されない)コミュニケーション能力の向上」や「将来的な地域生活を準備する生活技の向上」「自己決定、自己選択の能力向上」などを念頭におく必要がある。そして、その目標は「発達上の課題を達成しながら自尊心や自己アイデンティティを育て、その結果として、成長期に豊かで充実した自分自身の人生をおくる人を育てること」であるとされる。

発達特性のある子どもは、さまざまな程度や形の「育てにくさ」をもっており、そのための育児支援、家族支援が必須課題となり、それぞれの特性の課題に即した個別支援計画の作成とその計画に基づく発達支援が必須となる。地域における「育ちにくさ」「暮らしにくさ」は、乳児期では「相談場所の乏しさ」「一般児童施設からの疎外」「身近な場所で発達支援を受けられる資源の少なさ」などが主要な原因になっていることが多い。しかし、現在では「センター」や「事業所」内での「個別支援計画」が、障害児相談支援事業による「障害児支援利用計画書」と連動して作成されることにより、個々の状況にあったサービス利用が可能となり、地域にあるさまざまなサービスを重層的に利用できるようになっている。これにより、地域資源は十分とはいえず地域格差もあるが、個々の子どもにあったオーダーメイドの地域利用ができる仕組みが整ってきている。

この「個別支援計画」であるが、児童発達支援を行うにあたって支援の根拠となるものである。相談支援事業所の利用がある場合には、

「障害児支援利用計画」を参考にするとともに、保護者・家族のニーズをもとに児発管や担当者が原案を作成する。計画書の書式は各事業所で多少の違いがあるが、作成にあたっては、「児童発達支援ガイドライン」の「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容を設定されている必要がある。

実際には、インテーク面接などの情報を通して、児発管を中心に実施したアセスメントから短期目標と長期目標を設定して記述し、作成後は保護者に説明をして署名による同意を得る必要があり、同意された支援計画書の写しを渡すことが一連の流れとなっている。支援開始後は定期的に支援内容を見直し、事業所内だけでなく、必要に応じて相談支援事業所等の機関連携を通しての作成も行われる。加えて、個別支援計画は、家庭や関連機関などの「横の連携」、移行支援などの「縦の連携」の基本ツールにな

るため、他機関にも支援の内容や流れが確認できるものにし、関係機関との連携をスムーズに行えるもの内容であることが望まれる。

1-2 児童発達支援事業でのアセスメントの実態

1-2-1 児童発達支援における実態把握のためのアセスメント

児童発達支援の要ともいえる個別支援計画書（表1）、そして令和6年度から実施された専門的支援計画書（表2）を作成する際、最も重視しなければならないのがアセスメントである。発達特性や得手不得手も含めた問題点を明確にするには、子どもやその保護者や関係者からの情報収集、生活や学習の様子の観察記録、心理検査の施行はもちろんのこと、検査を行えない場合は標準化されている各種の心理検査所見の読解力も必要となり、また自由遊びなどでの行動観察による専門的な見立ても必須の条件となる。

子どものアセスメントの基本的な流れとして

表1 当事業における個別支援計画の一例

令和6年度 個別支援計画書

作成年月日： 令和 年 月 日

利用者名		様		担当者:	
保護者様のニーズ					
到達目標	長期目標				
	【評価】				
到達目標	短期目標				
	【評価】				
※ 通常所属クラス： 曜日 :00～ :00(支援時間 時間)					
具体的な到達目標及び支援計画等	観点	項目	具体的な到達目標	支援内容	【評価】
	コミュニケーション				
	認知・行動				
	運動・感覚				
	人対人関係・生活				
※ 対象加算については別紙を参照					
総合的な支援方針					
【評価】					
R 年 月 日		保護者氏名:		(自署または記名押印)	
		児童発達支援管理責任者		(自署または記名押印)	

表2 当事業所における専門的支援実施計画書の一例

R 年度 専門的支援実施計画書				作成日：R 年 月 日	
利用者名				担当者 (公認心理師)	印
計画作成					
項目	①	②	③		
具体的な到達目標					
実施方法 支援内容					
評価					
目標到達度 児童の様子					
来期に向けての 変更内容等					

R 年 月 日 保護者氏名: 倫理または記名押印 児童発達支援
管理責任者 (自署または記名押印)

は保護者と面接を行い、子どもが生まれてからこれまでの生育歴を中心に聞き取り、その際に他機関のサポートがあるかどうか聴取する。また家庭での困り感を含めて、幼稚園や保育園等での様子を聞き、引継ぎ資料があればそれも参考にしていく。加えて、幼稚園や保育園等の様子の把握には関係機関との連携作業が必要になり、そのためには関係機関と事業所をつなぐ家族との連携がなおさら不可欠となってくる。また先にも述べたが標準化された心理検査のなかで、特に発達特性に関わる検査の概要を理解していること、またその所見から児の特徴であるアセスメント情報を引き出す能力も必要となる。代表的な発達検査では、新版K式発達検査2020や遠城寺式乳幼児分析的発達検査、知能検査では田中ビネー知能検査VやWISC-IV知能検査があげられる。しかし、心理検査の情報は知能や認知の把握には有用であるが、田嶋(2003)は「心理テストは心理アセスメントの一部であり、しかも心理アセスメントに際していつも用いられるとは限らないが、用いるにしてもいかなる情報を求めて心理テストを行うのかが問われなければならない」と述べており、心理テストの情報を鵜呑みにしてのアセスマン

トを行うことへ注意を喚起し、より多面的な情報をもって臨むことを強調している。

一般的な心理職のアセスメント(以下、心理アセスメント)は心理査定ともよばれ、面接や観察により知り得た情報や、心理検査を用いて得ることができた情報から、クライアントの状態や特性を把握し、評価することである。山崎(2024)は、アセスメントとは、心理心象全体の見取り図、そして複数の学派的言説を学んで初めて可能であり、公認心理師以降のアセスメントで求められることは「浅く」「広く」行うことであると述べ、個人療法(カウンセリング)に代表される「深さ」を求めるアセスメントと対比させている。また、臨床心理士を臨床心理士たらしめる実践は個人療法とされてきたと述べており、それが個人と「深いところをつなげる」、「耳を傾ける」、「寄り添う」、「抱える」、「関係を作る」といった、より「深さ」をアセスメントの目的とし計画方針を立てる臨床心理士を増産したことについて言及している。このことから、現在の大学院の実践のための心理職教育の基本内容は個人療法の作法に則っていると考えられるだろう。しかし、これを翻って考えるならば、大学院での心理学教育は

個人療法を軸にしたものであり、修了したものはカウンセリングに対する姿勢である「傾聴」「共感」「受容」（以下、カウンセリングマインド）や、それに伴ったアセスメントを各々の領域の実践のなかで使用可能であると考えることができる。児童発達支援では、保護者からの面談情報からアセスメントを行う場合が多く、その場合に個人と「深いところであつながら」、「耳を傾ける」、「寄り添う」、「抱える」、「関係を作る」といったカウンセリングマインドを実践に使用できることは、保護者の信頼関係を築きながらアセスメントを進めるうえで極めて重要である。

また、下山（1998）は、心理アセスメントについて、「臨床心理学援助を必要とする事例（個人または事態）について、その人格や状況、および規定因に関する情報を系統的に収集、分析し、その結果を統合して事例への介入方針を決定するための作業仮説を生成する過程」と定義している。心理職のアセスメントのなかには、病理面の査定も含まれているが、より広範囲で重層的な把握が求められている。この際に役立つのは、「生物－心理－社会」の3つの側面に視点をおく捉え方であり、bio（生物学的）－psycho（心理学的）－social（社会的）の要素から状態像を立体的にとらえるのに役立つ視点である。従来、主に医療領域では、病因－主体－環境という生態学モデルをベースにした一方向の因果論的な疾患の理解が基本であったが、クライアントの疾患や問題の真の実態に迫るためには、一面的な理解や1つの方法では問題の一角をとらえるにとどまることが予想されるために不十分な場合があるとされ、この生物－心理－社会モデルをベースにアセスメントを行うことが有用であるとされている。この生物－心理－社会モデルは児童発達支援におけるアセスメントにも重要視されており、子どもの発達特性の把握はもちろんのこと、家族の関係やそれに伴う環境、また子どもが所属する関係機関の環境なども含めてのアセスメントを行うことは、児童発達支援の理念にも通じるものとなる。

1-2-2 利用児童へのアセスメント

心理アセスメントのなかでも、人と発達の理解と支援を目的に行われるアセスメントを本郷（2008）は「発達のアセスメント」という言葉を用いて説明しており、このアセスメントの目的を「発達支援のニーズを把握するアセスメント」、「支援目標・方法を決定するためのアセスメント」、「発達を確認するためのアセスメント」、「支援の妥当性を確認するためのアセスメント」と4つに分けている。

「発達支援のニーズを把握するアセスメント」は発達についての保護者からなんらかの相談があった場合、その子どもに何らかの発達障害が知的障害があるのか否か、あるいは特定の障害とは断定できないものの何らかの支援ニーズがあるのか否かについて判断することが求められる。このような場合には、行動観察とインタビューやフィードバック時における保護者からの聞き取りが重要な情報となる。また先にも述べた、発達検査や知能検査の所見の情報や、乳幼児健診時の情報なども大いに役に立つ。

次に「支援目標・方法を決定するためのアセスメント」である。一般に、支援目標は、「短期目標」と「長期目標」に分けられ、当事業所の個別支援計画にもこの項目を記載することになる。短期目標は長期目標と関連づけられているだけでなく、発達のアセスメントの結果から導かれたものになっている必要がある。また、どのような支援目標を設定するかによって、支援内容や方法を決定することになる。

「発達を確認するためのアセスメント」は、子どもの発達特性の把握や、それに伴う心理検査所見の分析などが必要とされる。子どもの発達特性は、心理学的知見、そして様々なオリエンテーションを基にしたアセスメントが行われるが、これは子どもの認知や関係性の発達、そして発達障害に関する特徴を把握していることが前提となる。

「支援の妥当性を確認するためのアセスメント」は、発達理解のためではなく支援の妥当性を評価するための補足的なものであり、当事業

所では、個別支援計画におけるモニタリングと年度末評価がその役割を担っているといえる。これは支援によって、子どものどのような側面の発達が促され、それが見立て通りのものであったか、またその支援方法によって別の問題行動を引き起こしていないかなどの評価を保護者とともに行う面談である。また子どもの発達過程や保護者のニーズの変更があれば適宜面談を行うことが推奨されている。この面談によって、互いに支援の妥当性を確認し合えることはもちろんのこと、担当と児童、そしてその保護者とのつながりが強化され、信頼感・ラポールのなかで支援を進めることが可能となる。

しかし、主訴はさまざまであるが、医療機関にかかり診断を得ずとも受給者証の発行があれば利用を開始できるために、情報がほとんどないままに保護者と子どもに出会うということは稀ではない。その場合の保護者は大きな焦りや不安のなかにいる場合が多く、保護者へ丁寧なアセスメントの結果を伝えることがラポール形成の要となる。また、このような状況下では、初回のインテークを基にして自由遊びや活動からその子どものアセスメントを進めていくことが多く、そこでは心理学的な知見を踏まえた行動観察がより専門性を発揮したものとなり、妥当性を確認していくうえでも重要である。

児童発達支援での発達アセスメントで必要不可欠である心理学的な基礎知識は、「発達理論」と「発達障害」の概念であり、この2つが大きな見立ての軸になると思われる。

「発達理論」に代表されるのは、ピアジェを代表とする発達心理学的な発達論、そして精神分析の祖であるフロイトの発生－発達論。そしてそれに続くスピッツのホスピタリティ理論、マラーの分離－個体化、エリクソンの発達段階などの理論などがあげられる。滝川（2017）はピアジェ的発達論を認識の発達であり「知ること」、フロイト的発達論を関係性の発達であり「かかわること」と説いており、ピアジェの認識をX軸、フロイトの関係の発達をY軸と重ね合わせることによって発達の全体像がみえて

くと述べている。基本的な発達論の古典というばかりではなく、この二つの側面は現在でも発達アセスメントにも欠くことができない理論といえよう。ここで取り扱われる理論は子どもの認識・関係性の発達論であり、心理面での発達過程や予想されるクライシスを見出すことにメリットがある。しかし、微細や粗大運動や発語についてのニーズに深く関連したもののだとは言い難く、その場合は多職種間の連携によるアセスメントが必要となる場合があるだろう。

また「発達障害」に関しての基礎的な知識の把握は必須である。吉岡（2012）は行政政策上と学術上では定義が異なり、後者がより多くの障害を包括した概念となっていることを述べている。ゆえに発達臨床では、現場に応じて「発達障害」という用語を使い分けており、また時代の変遷によって診断名が変化することもある。それゆえ、現在の「発達障害」近縁の概念を把握・整理し、その概念を相対化した上で、子どもに対する支援の手立てを探ることが肝要である。

現在の発達障害に関しては、ASD（自閉症スペクトラム症）、ADHD（注意欠如・多動症）、LD（限局性学習障害）が代表とされるものであり、その他としてはトゥレット症、吃音症、発達性協調障害、知的障害などがあげられる。各々の詳しい説明は本論文では紙面都合上控えるが、例えばASDでは、DSM-5では判断基準が設けられてはいるが、全員が同じ特性を持つわけではない。またADHDは幼児期の診断は難しいとされる。このために、保護者が困り感を抱えていても医療機関などでは経過観察が継続されることが多く、その場合は支援へ繋がるのが遅くなるといったこともありえる。

このようにアセスメント時に発達特性を捉えての観察が出来なければ、いくら時間をかけても曖昧な経過観察のなかでの支援が進むこともあり得る。心理職が子ども発達特性を捉えてこそ深いアセスメントからの丁寧なフィードバックを実施することができ、それは保護者の安心や信頼につながるだろう。

1-2-3 児童発達支援での包括的なアセスメントとは——多職種連携によるアセスメント——

上記してきたように、支援を行う上で子どもの発達特性の把握と多職種連携は欠かすことのできないものである。しかし、榊原(2019)は、役割の不明瞭さや事例の抱え込みすぎなどにおける臨床現場での多職種連携の困難さを述べており、特に中山ら(2017)によると幼稚園や保育園と心理職との間には、児童発達支援などではより個別に配慮した活動が行われやすい状況であるが、幼稚園や保育園においては集団生活が中心であり、個別の配慮が届きにくい状況にあることを述べている。それは、個別におけるアセスメントと集団生活におけるアセスメントのジレンマであり、個と集団のジレンマがその連携を困難にしている可能性が推察できる。

ここで1つ事例を呈示したい。当事業は心理士と保育士の専門職が在籍しており、ケース会議や事例検討会での多職種のやり取りは深いアセスメントを行うために役立つ。これは、個別でのアセスメントと全体活動から見た子どもの動きを照らし合わせて、子どもの特徴を多角的に把握できるためである。しかし、心理職は子どもへの個別のアセスメントからの支援計画を実施するが、保育士は全体のなかで養育的な活動を実施する。そのために担当する子どもに発達特性がある場合には、その子どもに適した環境設定や実施時間でどこまでその子のニーズに寄るか、いわば個に寄るか集団に寄るかという問題が生じる場合がある。この一連の問題が生じた場合には、当事業所では保育士と検討を重ねその状況により対応を変更させている。検討の際には、現在のアセスメントから把握できている子どもの様子を伝えながら、保育士の活動内容の意図をすり合わせていく。この連携が密なものになればなるほどお互いの即興的なアプローチで子どもや集団に負担なく流れを掴むことが可能となると推察される。

また、事業所間と保育園や幼稚園との連携では、その個と集団のジレンマが色濃く表れる場

合を筆者は経験した。個別支援の視点と集団活動の視点が交わるとき、お互いのニーズを進めていくと齟齬が生じてしまう。その場合、「対処方法は理解できるが、実施は難しい」というジレンマが生まれ、このジレンマの原因をお互いに共有することができないと信頼関係を大きく損ねてしまう。しかし、この信頼関係はお互いの文化に歩み寄り理解することでより強固なものにもなりうる。丸谷ら(2017)は、自身に期待されているものを理解しておくことだけでなく、心理職と他職種の双方が、互いの専門性と、その専門領域や職場環境が持つ文化を理解しあうことが必要であると述べている。専門性への歩み寄りには時間がかかり忌避されてしまうようにも思うが、これが多職種・多機関における連携の第一歩であろう。

第2章 目的

2-1 本研究での目的

児童発達支援及び放課後デイサービス事業は、近年の発達障害概念の拡大や診断の増加に伴い設置件数も増加傾向にある。早期より児童発達支援に関わり、養育を受けることで子どもの特徴的な発達段階の中での支援が可能になり、保護者への障害受容や将来へ向けたわが子の支援方法を学ぶことが期待できる今後も大きな発展をなす福祉事業のひとつであると思われる。しかし、「穴場ビジネス」(山本, 2017)とも揶揄されるように、現場によっては各職員の専門性を活かすことなく、ビジネス目当ての「おあずかり」施設も少なくないとメディアで報道されるようにもなった。このような現状のなかで、いかにして心理職として専門性を発揮し、多職種と連携することが可能であるかを、実際に事業所を利用する保護者に意見を伺い検討することが肝要であると推察した。

本研究では、児童発達支援事業所での心理職の役割を、保護者へのインタビュー調査から分析し、心理士として可能な支援や限界を考察し、いかにして専門性を発揮することができる

のかを検討し、また多職種連携が謳われるなかで、事業所内外での円滑な連携モデルを保護者からの回答から考察していくことが本研究の目的となり以下の手順を踏んだ。

第3章 方 法

3-1 調査対象

研究者の所属先である児童発達支援事業所に通所する、または通所していた保護者（5名）。

3-2 調査場所・時期

所属先事業所内での面談室を利用。期間2024年4月1日から5月10日まで。調査日、開始時間は保護者の都合に合わせて設定した。

3-3 調査手続き

当事業所の施設長、主任に本研究の概要を説明し、その後職員会議にて全体に概要を伝えた。結果、無作為に調査協力者を選出すること、謝礼等で利用者の間に差を出さないことを条件に本研究の承諾をいただき、事業所から承諾書、研究協力同意書に署名をいただいた。加えて、職員会議でインタビューガイドの確認と調整を行った。

次に、無作為に児童発達支援を利用する保護者を選定し、本研究の概要を伝えた。参加希望者には口頭での説明を加えながら承諾書、研究協力同意書、インタビュー調査参加承諾書に署名をいただき、スケジュール調整を行った。

3-4 予備調査

当事業所の児童発達支援を利用しており、現在そのまま放課後等デイサービスに在籍されている保護者1名に、また放課後等デイサービスから利用をはじめた保護者1名に本調査同様のインタビューを行った。このインタビューでは、放課後等デイサービスを利用している保護者から、就学以前に抱えていた子どもの発達や育児からくる心理的な悩み、サービスに辿り着く困難さと併せてそのときに児童発達支援とい

うものを知っていれば早期療育を受けたかったという意見があった。このことから、現在、放課後等デイサービスを利用する保護者からみた児童発達支援についての意見も取り入れるべく、対象者を、児童発達支援を利用する保護者に限定するのではなく、当事業所の児童発達支援サービスを利用しており、現在も引き続き放課後等デイサービスをご利用している保護者へ対象を広げた。

3-5 インタビューの内容

研究協力者が、自らの言葉を用いて自由に話せるよう話の流れを遮らないよう注意を払い以下の質問を行った。

- ①心理職は職場で何をしている人と思いますか。
- ②児童発達支援施設（事業所）にはどのような経緯があっていらっしゃいましたか。
- ③子育てやご自身が生活するなかで心理職に相談したいと思ったことはありましたか。
- ④児童発達支援と保育園や幼稚園、または他事業所に期待することは何ですか。
- ⑤心や子どもの発達の専門家である心理職に相談してみたいことはありますか。

3-6 本調査

調査対象者は、児童発達支援クラスを利用、もしくは利用していた保護者とした。調査協力者は、筆者の研究経験に基づく機縁法によって行った。調査期間は2024年4月から5月である。

研究協力者5名にインタビューガイドに基づき半構造化面接を行った。時間は30分から45分程度、インタビューはプライバシーが守られる事業所内の個室で行い、研究協力者の了解のもとICレコーダーで録音した。

3-7 分析方法

KJ法を参考に、以下の手続きを取りながら分析を行った。また、文章セグメント（意味のまとまりごとの分割）の抽出は鶴ら（2017）がおこなった保育所を利用する保護者へのインタ

ビュー調査の分析方法を参考に行った。

- 1) ICレコーダーに録音した内容をすべて起こし、筆者が逐語録を作成した。
- 2) 筆者がそれぞれ抽出した文章を読み込み、文章セグメントを抽出した。
- 3) 筆者と調査協力者がそれぞれ抽出した文章セグメントを検討した。内容が一致するものは採用し、一致しないものについては両方で検討した上で採用するか否かを決定した。採用された文章セグメントには通し番号を付けた。
- 4) 抽出された文章セグメントは、意味内容の類似性に基づいて分類し、それぞれ表札を付帯した。その際、全ての表札と文章セグメントの記述を総覧し、表札との整合性を確認した。
- 5) 全ての表札を意味内容の類似性に着目してさらに分類を行った。これらの一連の分類作業は、3段階わたって実施され、その後、表札間の関係性を採り図解化を行った。

結果の整理にあたって、1段階目で分類されたものを小カテゴリと呼び< >で示す。2段階目で分類されたものを中カテゴリと呼び[]で示す。3段階目で分類されたものを大カテゴリと呼び【 】で示す。

以下、結果に示す。

第4章 結 果

4-1 分類された項目結果

逐語録から合計228の文章セグメントが抽出された。1段階目の分類で121の小カテゴリが形成され、2段階目の分類で18の中カテゴリが形成された。3段階目の分類では、A)【保護者が考える心理職】、B)【児童発達支援へのニーズ】、C)【(心理職による)専門的アドバイス】、D)【保護者が抱える不安と葛藤】、E)【保護者がおかれる環境】、F)【関係機関でのニーズ】、G)【他機関との連携】、H)【地域福祉との関係性】、I)【家庭での子育て】、J)【傷つき体験】、K)

【心理職以外も含めた専門職】、L)【専門職との信頼関係】、M)【不満】、N)【その他】の14の大カテゴリが形成された。

表3は大カテゴリから小カテゴリの一覧であり、図1、図2は項目の内容と関係を空間配置したものである。また、インタビューでの一例は『』内にイタリック体で表記した。

A) 保護者が考える心理職

【保護者が考える心理職】は[心理職の専門性]、[心理職の必要性]、また女性が多いとされる保育職の現場に従事する男性心理職に関して[心理職の性別]の3つの中カテゴリに分けられた。小カテゴリ数は13である。

[心理職の専門性]のなかで最も多かったものは<心理学的な子どもの理解>と<子どもへの観察力>であり、過半数以上の保護者から語られていた。インタビューからは『子どもが何を言いたいかということを知ってくれる人』や『心理学的にその子どもがどうしたいかを考える人』ということが語られた。このことから、心理職は保護者からより子どもの発達に対しての専門的な知識が求められていることが浮き彫りとなった。また、<発達検査を実施する人>という心理職の専門性が心理検査に限定されている意見もみられ、発達検査の実施はもちろんのこと、検査についての相談や所見の読み合わせなどの能力も必要とされていることが示された。

また[心理職の必要性]に関しては、<心理職の重要性を認知できる>ためにはその専門性を保護者が支援のなかで知ることが重要であることが明らかとなった。そして、心理職からの支援が<もっと身近なもの>と体験されれば、<専門職と繋がる安心感>や<否定せずに受け止めてくれる>経験を得ることができるという結果が出た。そして、のちに<率先して専門職を頼る>ことへ循環することが明らかになった。

[心理職の性別]では、近年では男性保育士も珍しくはないという話の流れから、『例えば、力仕事だとか、クレームだとかの抑制力にもなってるのかな』と話された。男性職員がいる

ことで、女性は困難や恐怖を感じるような仕事の解決ができるのではないかという意見が出た。

以上のことから、心理職の専門性を知るためには保護者が心理職と関わるなかでその専門性を知ることから始まる。そして、その専門性を認知することで安心感を得て能動的にその専門性を頼ることができることが示された。

B) 児童発達支援へのニーズ

【児童発達支援のニーズ】は小カテゴリ数が21と最も多く、中カテゴリは「発達支援へのニーズ」, 「発達支援の質」, 「発語へのニーズ」の3カテゴリに分けられた。

「発達支援のニーズ」においては＜早期療育の必要性＞は、一歳半検診等の発達相談をきっかけに＜個別における専門的支援のニーズ＞を感じはじめたからという意見があった。子どもがなかなか喋らないという気付きや悩みを発端として「発語のニーズ」が生じ、またその後にトイレトレーニングなどを含む＜身辺自立のニーズ＞や＜心理面の支援のニーズ＞へと繋がった。この「発語へのニーズ」についても多くの保護者から意見があり、特にわが子の発達特性に気が付くきっかけであることがわかった。ゆえに、「発語へのニーズ」は保護者が児童発達支援を求め、事業所と繋がる初期段階で最も重要と考えるニーズであることが浮き彫りとなった。

次に、「発達支援の質」で保護者が求めることは、＜子どもにフィットする活動内容＞と＜専門的な知識を頼る＞であった。また＜支援の具体的な説明＞がある＜発達段階ごとの相談＞の提供を求めていることが浮き彫りとなった。発達段階ごとの相談では＜トイレトレーニング＞を含めた＜身辺自立のニーズ＞や＜心理面の支援のニーズ＞があった。

心理職に求められる質には保護者や子どもに＜寄り添いながらの指導＞がある。これは第1章2節にあるように、修士を修了した心理職がもつであろうカウンセリングマインドに基づく基本的態度（傾聴・共感・受容）を意味してお

り、そのなかで保護者は＜相談で不安を解消＞できたり、＜トラブル方法の解決を知る＞ことができると話された。インタビューからは『なんでも受け止めてくれる。子どもが悪いことをしたとしても否定せずに』とあった。保護者が相談で不安を解消できることは専門職が話を傾聴してくれることと語られており、この「傾聴」は心理職が心理学教育の場で鍛錬してきたものである。筆者の経験からも、保護者は子どもの発達特性に対して強い指導を受けることが多い印象があり、それが傷つき体験になっているようである。それゆえに、相談したいことがあっても言い出しにくい環境が生じ、子どもの発達相談の核心へたどり着くことが難しくなってしまう。また、「なんでも受け止めてくれる」と保護者が感じているのは、アドバイスを求めるなかで不安や心配事を伝えたいという思いがある。しかし、それを話し半分でアドバイスしてしまうことは、保護者の気持ちを「受容」したとは云い難い。この語りは、「傾聴」が「受容」に繋がっている。「傾聴」し、保護者の気持ちを「受容」することが「寄り添う」ことになり、そのなかでアドバイスや指導をすることが信頼関係の形成にもつながる。ゆえに、これは心理職のもとカウンセリングマインドが発揮されたといえるだろう。

また、『こっちの気持ちも心理学的にわかってもらえるかなというイメージがあって』という語りがあった。この心理学的という言葉には、インタビューの文脈から発達支援に用いる発達心理学的知見と、保護者の気持ちを傾聴や受容のなかで相談を聞いてくれるという2つの意味が内包されていた。

＜専門家こそができる援助＞とは上記してきたような＜専門家の質＞、すなわち、カウンセリングマインドという心理職が持つ専門性を提供することであることが示された。

C) (心理職による) 専門的アドバイス

【心理職による専門的アドバイス】は「アドバイスによるメリット」と「アドバイスによる

デメリット」の2カテゴリに分けられた。小カテゴリ数は11である。

〔アドバイスによるメリット〕では、＜専門家からのアドバイス＞は＜発達段階ごとへのアドバイス＞を求められており、保護者は子どもの発達特性に特化した専門性を求めていることがわかった。また、＜アドバイスの実践＞を通して、＜アドバイスによる不安の解消＞や＜アドバイスによる安心感＞などの保護者の情緒面への支援がみられた。さらに、＜アドバイスによる問題解決＞や＜専門的アドバイスの実感＞など、具体的な対処法を持って解決にあたることができたというメリットが示された。

しかし、一方の「アドバイスによるデメリット」では、＜様々なアドバイスによる葛藤＞が多数の保護者から語られた。これはアドバイスの内容が心理職のオリエンテーションごとに異なり、どのアドバイスを選択し実践するかという葛藤が生じてしまうためであった。また、それは＜様々なアドバイスによる不安＞を生み出し、また多職種から寄せられたアドバイスも情報量が多く扱い切れない場合は、逆に保護者は困惑して不安を呈することがあることが浮き彫りになった。

D) 保護者が抱える不安と葛藤

〔保護者が抱える不安と葛藤〕は〔発達への不安〕、〔環境への不安〕、〔保護者が抱える不安〕の3カテゴリに分けられた。小カテゴリ数は11である。

〔発達への不安〕では、わが子の将来へ向けた発達の不安が多く語られた。なかでも＜発語がない不安＞から子どもの発達過程への関心や気づきを持った保護者が多く、そこから児童発達支援を認知し利用が始まるといった語りが目立った。また、子どもがその発達特性から幼稚園・保育園に適応できずに通園ができなくなるのではという＜通園拒否の不安＞についても語られた。

〔環境への不安〕では、発達特性に気が付いたときに、＜一人で困難に対処すること＞への

不安が語られた。また＜支援での説明不足による葛藤＞では、『様子を見ましようっていうのがものすごい不安だから。こころの問題なので算数みたいに答えがでないことはすごくよくわかるんですけど、もうちょっと具体的にちゃんと答えがほしいなあ』という意見があった。また、『こういう問題行動が起きています、家ではこうした方がいいですよっていうような、その答えがいつも曖昧』という語りにあるように、＜支援や助言が曖昧＞なために現状への具体的な介入が行われているのかわからず不安を想起された一例といえ、それはさらに＜施設内がみえない不安＞からも想起されていた。

〔保護者が抱える不安〕では、＜心配事を流された経験＞が＜相談することへの抵抗＞を生み出していた。『子どもの困りごととか、どうしてこんなことするんだろうっていう悩みとかっていうのは、どうしても乳児検診とかだと様子を見ましようとか流されちゃうことが多くて』とあるように、保護者の抵抗感を生み出さないよう傾聴や気持ちの共有の態度で相談にあたることが肝要であることが浮き彫りとなった。

E) 保護者がおかれる環境

〔保護者がおかれる環境〕は〔事業所（間）にまつわる環境〕、〔他機関での環境〕、〔社会的環境〕の3つに分けられた。小カテゴリ数は14である。

〔事業所（間）にまつわる環境〕において保護者は、＜園生活のフォロー＞や＜怒られないような環境＞、＜心理職の配置の問題＞という環境ごとに異なる＜事業所の特徴＞を選択して児童発達支援を利用していることがわかった。『保育園だけだと、怒られることが増えてきてしまった、怒られない環境で学んでほしかった』と話した保護者は、そのニーズから＜園フォロー＞を利用しはじめ、『夏くらいからトゲトゲが抜けたっていう感じで、お友達と遊ぶのがたのしいから、ママとバイバイするのもしられるくらい、朝おはようって保育園にかけていく姿がみられるようになったので』と利用する

事業所の環境によって子どもが変化するという実感を持っていた。

また＜信頼性を感じる事業所＞からは＜相談しやすい環境＞を感じている保護者が多数を占めた。そこには、＜心理職の配置＞の問題があり、A市では心理職3名が常勤として働く当事業所が希少であることがわかった。そのために＜相談しやすい環境＞の生成は、心理職がもつカウンセリングマインドに基づく基本的態度（傾聴・共感・受容）と関係があることが示唆された。このような環境の生成により、＜専門性を認知しているからこそ援助を求められる＞や＜認識することで利用しやすくなる＞との循環が生じることが浮き彫りとなった。

〔社会的環境〕では＜コロナ禍による影響＞があった。『市の発達相談に電話して、それからお子さんの様子をみたいんで、そういう人が集まるところにきてくださいっていうことになったんですけど、それでコロナが始まっちゃったんです。それで期間が開く、それでその間に子どもに自傷傷害がはじまってしまい、自分もどんどん追い詰められていって』とあるように現在でもなお続くコロナ禍の影響で支援へ届かなかったケースがあり、今となっても見過ごすことはできないことがわかった。

また＜親同士の情報共有＞ができる環境が保護者の助けになったことも語られた。『お母さん同士が仲良くなって、お母さんで情報を交換して』、『(当事業所)に辿り着けたのもお母さんネットワークだったんです』とあるように、保護者同士の連携の重要性も浮き彫りとなった。

F) 関係機関でのニーズ

【関係機関でのニーズ】は〔保育園・幼稚園〕と〔他事業所〕の2つの小カテゴリに分けられた。小カテゴリ数は14である。

〔幼稚園・保育園〕では、保護者は＜集団生活の保育＞であることを認識したうえで、＜集団生活の向上＞や＜全体活動への参加と体験＞、＜定型発達児との関わり＞などを求めていることがわかった。ここでは、保護者は＜保育

士の観察力＞が＜保育士としての専門性＞であると認識しており、『お迎えのときも一人ずつの行動の様子を伝えたりしてて、ちゃんと子どもをみてるってことが印象に残っている』と子どもの観察への信頼感があった。また、『幼稚園の保育士さんって全体を動かしていかなくらいじゃないじゃないですか』という発言から見えるように＜集団生活の保育＞を意識しながらも、＜個性を大事にした保育＞を求めていることが明らかになった。また＜全体と個別での支援の差＞から子どものニーズを把握するというプロセスがあり、個別での支援がメインである〔他事業所〕では、＜事業所ごとの特色＞を理解して利用しているという意見が多く出た。それは＜子どもに合う事業所探し＞から始まり、＜子どもにフィットする活動内容＞があることが求められていた。ここでは、＜他事業所ごとのニーズの利用＞があることで、＜多機関を利用することでわかること＞が増加する循環が生成されていた。またそれは＜新設されていく事業所＞があることでニーズの幅も広がることが浮き彫りとなった。

G) 他機関との連携

【他機関との連携】は6つの小カテゴリで生成された。

幼稚園・保育園での連携では、保護者は＜幼稚園の協力＞があったことで＜多職種連携のニーズ＞の必要性を再確認し、実際に＜他機関との連携でうまくいった経験＞として認識することができていた。結果として＜関係機関との連携＞を継続して求められた。

これは、当事業所から行動観察に伺い、幼稚園の園長先生や担任の保育士との連携作業がスムーズに行えた事例であり、保護者からは『先生が(行動観察)に行ってくださいって…いろいろとアドバイスされたことも実行してくださいましたし…幼稚園の先生からもこういうことがあったんですけど、おうちではどうですかと聞いてくださって』という話があった。＜多職種間での情報共有＞があることで、保護者と子ど

もの支援を共に並行して行うことができ、互いに専門性を意識した支援ができることが示された。しかし、一方では『(連携)を取ってほしかったし、取るように働きかけもした。だけど幼稚園が受け入れたがらない。』や『すごく保育所等訪問もしてほしかったし、先生は幼稚園側に電話をするけど、幼稚園側があまり受け入れないんですね』という話があり、『そういうカラーをもっていた』という言葉にもあるように、連携先によっては＜専門職の考え方の違い＞から困難が生じることが明らかになった。

H) 地域福祉との関係性

【地域福祉との関係性】は7つの小カテゴリで生成された。

＜行政との連携の難しさ＞を感じられている保護者がいる一方で、＜発達相談センターの利用＞等で＜専門機関の紹介＞を受け、すぐに児童発達支援につながれたという保護者もいることで＜地域福祉の差＞が顕著に見られた。

発達相談センターでは＜心理検査の利用＞をしている子どももあり、ひとつ繋がれると様々なサービスへ＜スムーズな案内＞を受けていることが明らかになったが、『自分で情報を掴みにいくしかない。行政は教えてくれないので』や『行政はとにかくあてにならない』等の地域の福祉の窓口とそもそも繋がれない憤りや葛藤が＜行政との連携の難しさ＞を物語っており、【地域福祉との関係性】にはまだ多くの課題が残されていることが浮き彫りとなった。

I) 家庭での子育て

【家庭での子育て】は4つの小カテゴリで生成された。

保護者は、家庭での子育てにおいて＜家庭での過ごし方の影響＞と＜子育てにおけるさじ加減＞や＜しつけ＞にまつわる問題について語られた。

＜しつけ＞に関しては、やりすぎると虐待と言われてしまうのではないかという不安が語られ、また『私が毎日、毎日怒っても子どもも私

もしんどいし…かといって甘やかしすぎたまま大人になっていくと、こどものためにもならないし。そこはちょっと最近悩んでいるところとか』という話にも見られるように、家庭で子育てをする場合のしつけのさじ加減に葛藤する場面も見られた。

また＜家庭での過ごし方の影響＞が子どもの発達に関係していると考える保護者の話では、『一番の原因は、2人でいることかなって思うんですよ。旦那も帰ってくるのが遅かったし、そうすると会話を聞いてなかったかな』とあるように家庭での父親との関係性についても語られていた。

J) 傷つき体験

【傷つき体験】は、中カテゴリが〔養育施設内での体験〕、〔幼稚園・保育園での経験〕、〔保護者のパーソナリティによる感受性〕の3つに分けられた。小カテゴリは4つである。

〔養育施設内での体験〕では、保護者がわが子の発達相談や親子教室などを利用した際に、児の特性を把握せず専門的なアドバイスがあったときに起こっていたことが明らかになった。その一例として『そのときの自分の気持ちだと、それをやられるとかえって不安になる。かえってダメージになる…私もまだ障害があるってわかってなかったし、『ちゃんとあなたがとめないをやめないからってけっこうしっかりめに怒られた…もちろんやっていいとは思ってなかったの。もうちょっと寄り添って言ってもらえたらよかったなって』という語りがあった。

〔幼稚園・保育園での経験〕では、『保育園で発達の相談っていわれても逆に怒られている気しかなかった。自分のなかで受容するまでは』や『このままじゃ小学生になれないって言われてガーンって。ショックでした』と、発達相談や就学相談時での子どもの発達特性を指摘されたときに起こっていることが明らかになった。

〔保護者のパーソナリティによる感受性〕であるが、『嫌われていると思っていた…でも逆だった』という語りにもあるように、傷つき体

験は保護者のパーソナリティ像からも影響があることがわかった。さらに、上記のインタビューにもあるように、保護者は子どもの＜発達特性の受容＞前に指摘されたことでショックを受けていることがわかる。この＜発達特性の受容＞は保護者の持つパーソナリティ像によって異なるが、その事柄に対してはカウンセリングマインドを持って対応を望まれていることも浮き彫りとなった。

K) 心理職以外も含めた専門職

【心理職以外も含めた専門職】は5つの小カテゴリで生成された。

このカテゴリでは、『一斉活動のときにどうしてもやりたくないことがあって…嫌ならいったん席を離れて気持ちを落ち着かせてから戻ってこようみたいな』や『泣きいてたときも…結果的には回避泣きという説明を受けた』という例にあるように＜専門的な解決方法の教授＞の体験談が多く保護者から語られた。このことからわかるように、保護者は専門的な知見による解決方法を求めていると推察できた。しかし、一方で＜専門職でスタイルが異なる＞ことへの混乱や、＜専門職の質の差＞への言及があった。『前の先生は、よく観察をしているなって思った、今の先生はただ外遊びをしましたっていう文章で…こういうことができなかったけど、こうしたらできるようになりましたっていう、そういう情報が欲しい、つまりいたときの対策と一緒に考えられない』という語りから見えるように、専門職の質や職業の違いから現れる差異について言及され、求めることは専門的な解決方法、この場合では＜子どもへのアプローチの仕方＞を共に考えて、子育てに活かしたいということが求められていた。また、『先生ってそういう領域のプロって感じじゃないですか、そこに療育の先生に見てもらいたいっていうのは、それって親からすると先生の尊厳を傷つけたのかなって…』という、保護者のニーズから＜専門職のプライド＞を傷つけないかという不安を語られた。

L) 専門職との信頼関係

【専門職との信頼関係】は4つの小カテゴリから生成された。

信頼関係に関しては、心理職に関わらず、相談の際に専門職が「発達支援の質」での＜寄り添いながらの指導＞を意識しながら関わり＜専門家こそができる援助を＞保護者が体験できると、事業所の専門職を信頼し心を開くことができると示された。例をあげると、『心理士さんっていうか（当事業所）さんだから相談したい、相談してきた』や『この相談は（当事業所）の先生だから相談できることであって…、よくみているから子どものことを』と語られており、また一方で、『一人ひとりに担当がついているわけではなく、ざっくりみているかんじ』という語りにあるように、【専門職との信頼関係】は保護者が感じている事業所の「発達支援の質」にも関係があることも示された。＜専門性への信頼＞があれば、それに伴い相談件数が増えていき、＜成長を実感するうれしさ＞を経験する循環も浮かび上がった。

M) 不満

【不満】は5つの小カテゴリから生成された。

＜支援方法の不明瞭さ＞や＜専門職の専門性の説明が欲しい＞では、『具体的な説明がなかったし…こうしたらいいって答えをあんまりもらえなかった』や『ふんわりと大丈夫よみたいな、様子をみましょで終わっちゃうんですよ』という語りがあった。このことから、専門的支援の内容に応じた具体的な説明を強く求めていることが示唆された。

またその専門的な支援方法の説明責任を果たされていない施設を＜多職種が揃っていればいいわけではない＞と語られ、『支援の説明がなければあんまり関係ないのかな』と＜支援の物足りなさ＞が原因になるという指摘があった。また、環境的な要因での不満としては＜利用したくても空きがない＞ことが語られた。子どものニーズに合わせた事業所探しが難航すると、気持ちにも余裕なくとにかく焦っていたという場

面が話された。

N) その他

【その他】には、＜過去、職場での心理職との連携体験＞が入ることとなった。インタビューからは、『どうしたらうまくいくのかと

いうことを一緒に話して、こっちにもいろいろと伝えてくれるので戦友っていうか、そういう人もいました。』と語られた。小カテゴリ1つと少ないが、連携の重要性をまさに物語る内容であるためにカテゴライズした。

表3 保護者インタビュー調査のカテゴリ分類結果

大カテゴリ	中カテゴリ	小カテゴリ
A) 保護者が考える心理職	心理職の専門性	子供への観察力(2)
		心理学的な子供の理解(5)
		場をつなぐ存在
		発達検査を実施する人
		否定せずに受け止めてくれる
	心理職への必要性	もやもやの相談
		心理職の必要性を認知できる
		もっと身近なもの
		専門家に繋がる安心感
		率先して専門職を頼る
	心理職の性別	男性心理職への肯定感
		心理職の性別問題
B) 児童発達支援へのニーズ	発達支援へのニーズ	個別療育の必要性
		言葉と発達の支援
		発語が促進された実感
		発語についての相談
		相談したいというニーズ
		スキルアップのニーズ
		身辺自立のニーズ
		個別における専門的支援のニーズ
		心理面への支援のニーズ
		トイレトレーニング
		発達段階ごとの相談支援
		保育所等訪問のニーズ
		早期領域のニーズ
	発達支援の質	専門的な知識を頼る
		専門家こそができる援助
		相談で不安を解消
		寄り添いながらの指導
		支援の質
		専門家からの支援を希望
		子どもにフィットする活動内容
		支援の具体的な説明
		トラブルの解決方法を知る

大カテゴリー	中カテゴリー	小カテゴリー
C) (心理職による)専門的アドバイス	アドバイスによるメリット	専門的アドバイスの実感
		アドバイスの実践(2)
		アドバイスによる不安の解消
		アドバイスによる問題解決
		アドバイスによる安心感
		専門家からのアドバイス
		発達段階ごとへの専門的なアドバイス
		心理職からのアドバイス
		発達特性の気付き
	アドバイスによるデメリット	様々なアドバイスによる葛藤(4)
D) 保護者が抱える不安と葛藤	発達の不安	発語がない不安
		子どもの発達への不安
		通園拒否の不安
		子育ての葛藤
	環境への不安	一人で困難に対処する
		支援への説明不足による葛藤
		他職間のジレンマへの不安
		支援の助言が曖昧
		施設内が見えない不安
	保護者が抱える不安	相談することへの抵抗
		心配事を流される経験
E) 保護者がおかれる環境要因	事業所(間)にまつわる環境	事業所ごとの特徴
		園生活のフォロー
		専門性を認知しているからこそ援助を求められる
		心理職の配置の問題
		認識することで利用しやすくなる
		相談しやすい環境(2)
		信頼性を感じる事業所
		怒られないような環境
	他機関での環境	児童発達支援を選ぶこと
		大集団と小集団のケアの違い
		子どもと子どものつながり
		子ども同士のコミュニケーション
	社会的環境	コロナ禍による影響
		親同士の情報共有

大カテゴリー	中カテゴリー	小カテゴリー
F) 関係機関でのニーズ	幼稚園・保育園	個性を大事にした保育
		集団生活の向上
		集団生活での保育
		保育士の観察力
		保育士としての専門性
		全体活動での参加と体験
		定型発達児との関わり
		全体と個別での支援の差
	他事業所	新設されていく事業所
		多機関を利用することでわかること
		他事業所ごとでのニーズの利用
		(他事業所における) 子どもにフィットする活動内容
		子どもにあう事業所探し
		事業所ごとの特色 (5)
G) 他機関との連携	他機関との連携	専門的な考え方の違い
		他機関との連携でうまくいったこと
		幼稚園の協力
		多職種間の情報共有
		多職種連携のニーズ
		関係機関との連携のニーズ (2)
H) 地域福祉との関係	地域福祉との関係	地域福祉の差
		行政との連携の難しさ
		相談センターの利用
		専門機関の紹介
		スムーズな案内
		福祉サービスの認知
		発達検査の利用
I) 家庭での子育て	家庭での子育て	家庭での過ごし方の影響
		父親との関係性
		しつけ (2)
		子育てのさじ加減

大カテゴリー	中カテゴリー	小カテゴリー
J) 傷つき体験	幼稚園・保育園での体験	アドバイスによるショック
	関係機関での体験	関係機関での傷つき体験
	保護者のパーソナリティによる感受性	子育てによる傷つき体験
		被害的に捉えてしまうこと
K) 心理職以外も含めた専門職	心理職以外も含めた専門職	専門職でも各々スタイルが異なる
		専門家の質の差
		専門職のプライド
		子どもへのアプローチの仕方
		専門的な解決方法の教授（５）
L) 専門職との信頼関係	専門職との信頼関係	信頼できるから相談する
		信頼感
		成長を実感するうれしさ
		専門性への信頼
M) 不満	不満	多職種が揃っていれば良いということではない
		支援方法の不明瞭さ
		専門職の専門性の説明がほしい
		支援の物足りなさ（４）
		利用したくても空きがない
N) その他	その他	過去も職場での心理職との連携体験

第5章 考 察

5－1 児童発達支援事業での心理職の専門性

本研究の結果から、児童発達支援事業での心理職の専門性は以下のようにまとめられる。

保護者は、【児童発達支援へのニーズ】において、様々な発達支援のニーズのなかでも＜発語についての相談＞や＜言葉と発達の支援＞を求めていることが明らかとなった。これは保護者が、子どもの発語に関連した発達特性の気づきから行政相談センター等につながり、児童発達支援を利用するきっかけとなっていることから推察できる。きっかけは発語関連の相談での利用から始まるが、後に＜身辺自立のニーズ＞や＜心理面への支援のニーズ＞のような社会性へのニーズへと広がりをみせている。このことから本研究の結果から児童発達支援では

「保育」を基盤としたなかで、それぞれの発達特性に応じた専門的支援を提供することが目的であることが示された。

また同時に保護者は【（心理職による）専門的アドバイス】を強く求めており、支援の際には具体的な説明が必要であることが明らかになった。ここでは、＜支援方法が不明瞭＞であったり＜専門職の専門性の説明がほしい＞とあるように、実際に子どもを支援している専門職が何の専門家なのか、どのような支援方法でどのような経過を予想しているのか等の説明がないことへの不安や不満が語られていた。これは＜事業所ごとの特色＞におけるサービスに違いに由来するものであると思われるが、説明責任を果たしていない支援も実際に行われていることが浮き彫りとなった。

また＜寄り添いながらの指導＞という言葉にあるように、保護者は心理職がもつ基本的態度

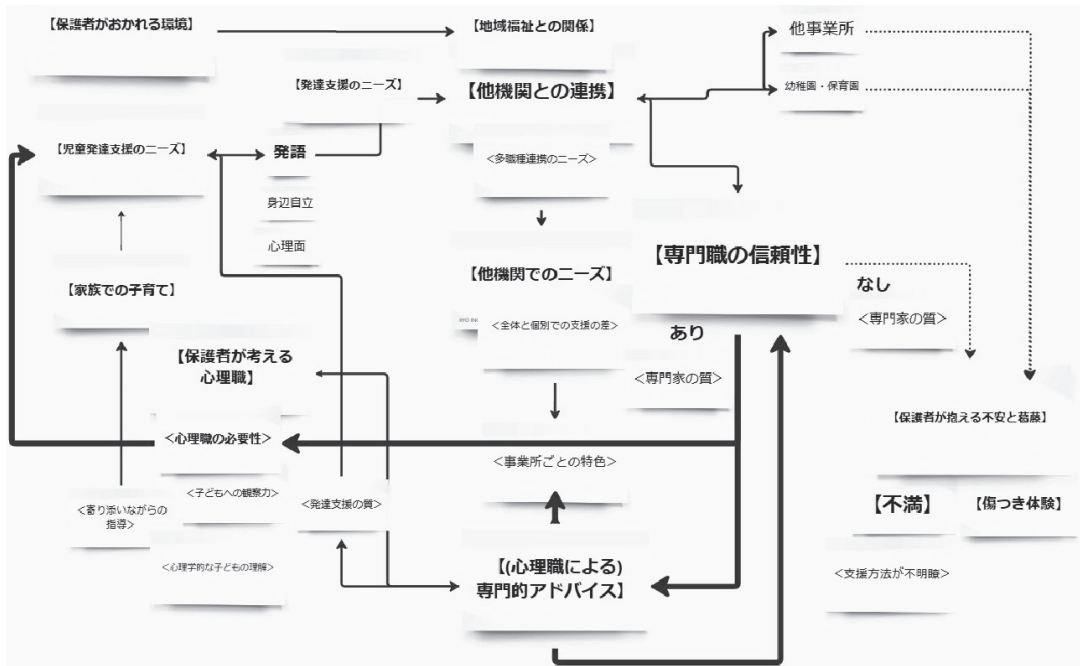


図1 児童発達支援事業における心理職の専門性のカテゴリ関係図

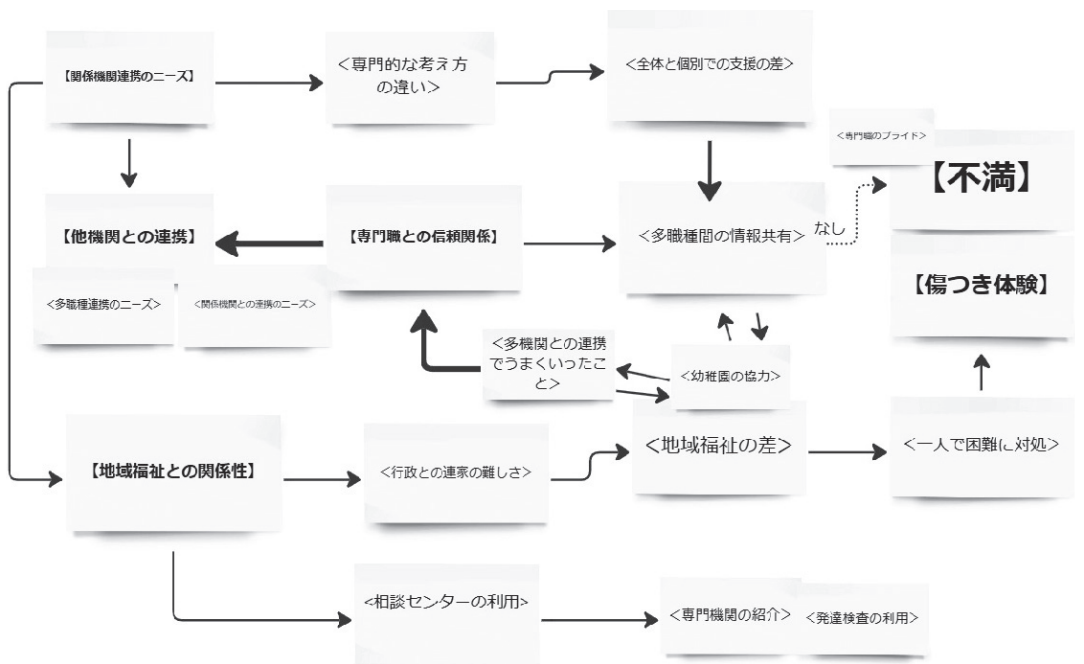


図2 児童発達支援事業における多職種・他機関におけるカテゴリ関係図

であるカウンセリングマインドでの対応を求めている、そのなかでは＜相談で不安を解消＞したり＜トラブル方法の解決を知る＞ことができていた。現在の大学院での臨床心理学の実践教育は個室臨床、すなわちカウンセリングを基本としたものであることは先にも述べた。ゆえに心理職の専門性のひとつとしてあげられるこのカウンセリングマインドを我々は環境に合わせて使用しているということが浮き彫りになったと思われる。個室臨床と児童発達支援事業では設定も環境も異なるが、この基本態度が保護者との面談時にはかせないものであることが明らかになり、心理職がその専門性を発揮できるスキルであると言えよう。

しかし説明が丁寧であったとしても、保護者の気持ちに対して＜寄り添いながらの指導＞でなかった場合には【傷つき体験】として受け取ってしまうことも明らかとなった。さらに保護者が子どもの発達特性を理解する前でのアドバイスはショックを与える可能性があり、保護者の気持ちを汲み取りながら相談に対応する姿勢が肝要であることが示唆された。また、具体的な説明が侵襲的な体験や傷つき体験となり、その傷つき体験は【専門職との信頼性】に大きく関わることが示された。ここでは個別的な子どもの発達特性を理解すること、そして保護者や子どもを取り巻く環境を理解することが肝要であろう。そのためには、アセスメントで理解した内容を侵襲的にならないよう配慮しながら共有していく必要がある。筆者の経験では、面談では保護者から語られる生育歴のなかに子育ての苦悩や環境への憤りが語られる場合がある。また子育てが上手にできていないという悩みから自己肯定感が下がってしまっている保護者いる。それを無下にしてアドバイスすることは寄り添うこととは云い難い。むしろ、保護者は聞いてほしい、わかってもらいたいと思っていることは、保護者が持つ不安や憤りであるように感じている。ゆえに、心理職の専門性といえるカウンセリングマインドを意識して、保護者と接するなかで、保護者のパーソナリティ像や現

在の社会的環境を理解すること、加えて発達心理学的知見により子どもの特性を十分に理解して支援を進めることが極めて肝要であることが示された。このカウンセリングマインドを持ちながら発達支援を支える姿は、まさに心理職が専門性を発揮できる一例と言え、まさに＜専門家こそができる援助＞であるといえよう。

さらに保護者は、【保護者が考える心理職】より＜子どもへの観察力＞や＜心理学的な子どもの理解＞がある姿に心理職の専門性を見ており、児童発達支援に従事する心理職は発達特性の理解に努め、子どもを観察しながら発達アセスメントを実施する職員と認識していると推察できる。すなわち、発達心理学的な専門性と、本郷（2008）が提言した「発達のアセスメント」の4つのアセスメント能力を必然的に期待されているといえる。

発達心理学的な専門性に関しては、大きく期待されていたニーズの『発語』に關しての知見には明るくなくてはならないだろう。『発語』の発達支援に關しては、諸説あるために心理職だけでなく様々な専門家が自身のオリエンテーションを駆使しながら実践していることと思われるが、専門職として言語発達のプロセスの理解や提供している専門的支援の説明は共通して必須であるといえる。

また、同時に保育に關連した＜身辺自立へのニーズ＞への支援に携わることにになり、筆者の体験談として、はじめて支援に關わった際には、保育の知見に關しては基本的な知識しか持ち合わせておらず、子どもへのおきがえ練習やトイレトレーニングは研鑽を積みながらの日々であり、保護者へ専門的な解決方法の教授が困難になる場合もあった。ここでは専門職としての不安やプライド、そして葛藤が生じていた。このことから＜専門家の質の差＞や＜支援方法の不明瞭さ＞等の問題は、＜事業者ごとの特色＞に影響されることが推察できる。しかし、このような問題は多職種による連携によって対応が可能であると思われる。言葉では言語聴覚士、保育ならば保育士とともにケースカン

ファレンス等を多職種間で行うことによって、子どもへの支援方法や保護者への情報提供が、＜支援の助言が曖昧＞で終わることなく＜専門的な解決方法の教授＞による対応へと変化することが期待できる。また、問題を抱えた専門職の不安や悩みなども解決・解消することが期待できる。

5-2 児童発達支援事業での多職種連携

本研究の結果から、児童発達支援事業での多職種連携は以下のようにまとめられる。

児童発達支援事業の多職種連携は【他機関との連携】とあるように、保護者は＜多職種連携のニーズ＞を必要としており、特に＜関係機関との連携ニーズ＞を求めている。

多職種連携を取る際には、大きく事業所内と事業所外とに分けられるが、内外を問わず＜多職種間の情報共有＞があることで、保護者は＜他機関との連携でうまくいったこと＞としてその連携作業をポジティブに捉えることができ、＜関係機関との連携のニーズ＞をあらためて実感する循環が明らかとなった。またこのような日々の関わりのなかで、保護者と＜幼稚園の協力＞に見られるような多職種間との信頼関係が醸成されるとスムーズな連携の基盤が整うことが浮き彫りとなった。その結果、【専門職との信頼関係】の形成が多職種連携には肝要であることが明らかになった。

事業所内での連携については、保護者インタビューからは多くは語られずであったが、断片的なカテゴリを用いて考察する。

当事業所の場合では保育士との連携が中心となる。保育士に関しては、保護者からその専門性については【関係機関でのニーズ】で語られている。そこでは＜保育士としての専門性＞は＜保育士の観察力＞にあるという認識がなされている。また一方で【保護者が考える心理職】では＜場をつなぐ存在＞として心理職は認識され、インタビューからも『児童や保護者と職場にいらっしゃるスタッフの架け橋…どっちの疑問や不安とかにも多分こたえておられる』とい

う語りがあった。ゆえに保護者は、心理職は子どもに限らず、その環境をとりまく個人に対して心理学的知識で対応し、保育士は全体活動のなかで保育士的な観察力で対応する専門職であるという認識があることが示された。

第2章で事例を取り上げた当事業所内での連携事例は、担当する子どもの発達特性に適合する支援方法を、心理職と保育士で検討を重ね適宜対応を変更することについてであった。この事例について、当事業所保育士からは「プログラムを実施するだけでなく、その子どもの発達特性に合わせた進进行を心がけている。そのためには自分の見立てや、やはり心理職のアセスメントの情報は重要で、ここは一般の保育的な全体活動とは違う。連携は大切だと思っている」という回答があった。多職種間での情報提供により、現場における専門職による支援の意図を理解し合えば、＜アプローチの仕方＞は異なるが、即興的なアプローチで子どもや集団に負担なく支援を実施することは可能であると推察できる。しかしながら、職種間における支援の意図を理解しないということが続けば、曖昧な連携が続き支援方法の不明瞭さが残る支援を行う危険性があり、また専門職同士の傷つき体験にもなる。結果としてそれは、保護者の【傷つき体験】に繋がったり、【不満】を抱えたまま利用する保護者の増加に繋がると推察できる。

その【傷つき体験】や【不満】には、連携不足ゆえに起こる事案が多々あった。それは【他機関との連携】、特に【地域福祉との関係】に散見されることとなった。

ここからは事業所外、【他機関との連携】について考察していきたい。＜専門的な考え方の違い＞から発生する『個と集団のジレンマ』がある。多職種間の連携ではその名の通りに専門職の専門性が交わるなかでの支援方法の意見交換等が行われるが、実際には現場ごとに支援・指導のスタイルが存在しており、それは＜全体と個別での支援の差＞となって現れる。保護者が持つ幼稚園や保育園へのニーズは、＜集団生活の保育＞という理解があるなかでの＜集団生

活の向上>や<定型発達児とのかかわり>であり、概ね全体保育のなかのニーズである。そして、幼稚園・保育園のなかで多少の違いは見られるだろうが、その全体保育の指針による指導計画からの指導・支援を行うために、<保育士としての専門性>は全体保育の中での観察力にあると推察できる。しかし、心理職は個別アセスメントであり、個人の発達特性に特化した個別の支援を提供している。その全体と個別の間に軋轢が生じると、互いの見立てた支援が遂行できず葛藤が生まれ、支援を推し進めたいと願う専門職のプライドが意識・無意識的に誘発される可能性が推察される。また、幼稚園や保育園のなかには、外部からの専門職の受け入れ（行動観察等）を拒むケースがあるということがインタビューから明らかとなったが、それは専門職のプライドのぶつかり合いや過去の連携における傷つき体験が個と集団のジレンマを強化させてしまい、外部からの受け入れが侵襲的となったことが推察できる。

また【地域福祉との関係】では<行政との連携の難しさ>があげられた。特に<地域福祉の差>には【不満】の声があげられていた。

1つの問題として、<地域福祉の差>があった。これは、地域ごとで保護者への対応が異なるということであった。

保護者は、詳しい情報を求められずに<一人で困難に対処>し、児童発達支援事業所に辿り着くというケースが多くみられた。しかし、A市においては【不満】の声だけでなく、行政の<相談センターの利用>から<スムーズな案内>を受け、医療機関等の<専門機関の紹介>や<発達検査の利用>に辿り着いた保護者もある。このことからわかるように地域が持つ福祉サービスの差はほとんどないにもかかわらず、受け取れたサービスに大きな差があることが示された。これは吉岡（2012）が述べていたように、発達障害の概念が行政と専門職の間で異なると述べていたように、齟齬があれば保護者のニーズを理解し合い支援を進めることは困難になる。行政と保護者の間においてもそのような

関係にあること、またコロナ禍による【保護者がおかれる環境要因】にも強く影響があったことも推察できる。

しかし、インタビュー全体からは、地域の福祉の窓口とそもそもうまく繋がれない憤りや葛藤が<行政との連携の難しさ>を物語っており、【地域福祉との関係性】にはまだ多くの課題が残されていることが浮き彫りとなった。

この問題を解決するには、ここでも【専門職との信頼関係】であり、この場合は保護者とだけでなく、保護者と他機関での多職種との間の三項的な信頼関係である。そもそも連携をする際には保護者－事業所－他機関という関係のなかで行われ、その環境や特色、そして文化に至るまでの差異は当然としてあるだろう。お互いの文化に歩み寄り理解する態度を示していくことで、この関係性はより強固なものにもなりうる。丸谷ら（2017）が述べたように、心理職と他職種の双方が、互いの専門性とその専門領域や職場環境が持つ文化を理解しあうことが肝要であることが理解できる。これが多職種・他機関における連携の第一歩であり、その道標となることは<場をつなぐ存在>として心理職の専門性の発揮となることと推察できるだろう。

第6章 結論と今後の課題

6-1 結論

本研究において、児童発達支援事業における心理職の専門性と多職種連携の課題をインタビュー調査により整理したことで、「児童発達支援における心理職の専門性」とは、『臨床心理学的な態度に代表されるカウンセリングマインドを持って相談にあたる』こと、そして『発達特性に特化した専門的知識からのアセスメント力』、そして多職種・他機関をわたり『場をつなぐ存在』であることが明確化された。このことから、心理職は臨床心理学的知見と発達心理学的知見の研鑽を続け、保護者と子どもに寄り添った支援を提供することが肝要であることが示唆された。

「多職種連携」については、保護者は事業所内外問わずに連携のニーズを求めていることが明確化された。事業所内では、担当児童のアセスメントの共有や職種間での支援方法の共有等をケースカンファレンスで行うことにより、即興的なアプローチでもより子どもがいきいきと活動できる支援を提供できることが示唆された。事業所外での連携では、上記した心理職の専門性を発揮し、なかでも『場をつなぐ存在』として、多職種・多機関へも臨床心理学的な態度を持って臨むことが肝要であることが明らかとなった。文部科学省が提唱している『チームとしての学校』（チーム学校）では、心理職はそのチームのネットワークのなかで心理学的知識を用い助言や援助を行うことが求められており、精神力動的な観点による多職種間の援助も期待されている。すなわち『場をつなぐ存在』としての専門性の発揮が国をはじめ、現在は多くの現場から求められていることが示されており、多職種連携において心理職は重要なポジションにいることを忘れてはならないだろう。

しかし、事業所外での連携では課題が残り、特に地域の福祉窓口とうまく繋がれないという行政との連携の難しさには、発達特性の理解を事業所内外問わずに進め、保護者のニーズが行政を含む社会的環境のなかで受け入れられるよう働きかけなくてはならないことが示唆された。

心理職と他職種の双方が、互いの専門性とその専門領域や職場環境が持つ文化を理解しあうことが多職種・多機関における連携の第一歩であり、その道標となることが＜場をつなぐ存在＞として心理職の専門性を遺憾なく発揮するものとなるだろう。またそのためには、行政や他機関と連動しての勉強会や事業所内外の垣根を超えたケースカンファレンスの実施を交えてお互いの文化を理解し合うとともに、本研究で明らかとなった心理職の専門性を認知されるように努めなければならないだろう。

6-2 今後の課題

最後に、本研究で明らかとなった課題につい

て触れてみたい。はじめに大きな課題として、児童発達支援事業の全国的における総数や、一般的な人員構成などが明らかになっていないことが示された。そのために施設における平均値を探ることが難しく、当事業も全国的統計でどの程度の位置にあるものなのかを推測することはできなかった。これは未だ、先行研究が存在せず児童発達支援事業の基本的なデータが出ていないためであり、今後の研究を活性化させていく意味でも、児童発達支援事業の総数や配置などの状況を把握していくことが大きな課題となるだろう。

次に、本研究で心理職の専門性を明らかにしていくなかで多職種連携での困難が浮き彫りとなった。それには、お互いの専門性や文化を知らないことが原因のひとつとして推察されたが、多職種が考える心理職の専門性は保護者をターゲットとした今回のインタビューでは把握できていない。また他機関においても心理職の必要性を明らかにしなくては今後の子どもの支援や連携についての課題は残ったままになってしまうだろう。ゆえに、本研究の結果を活かしつつ、インタビューのターゲットを他機関の専門職に移し継続した研究が必要になると考える。また、行政との連携の難しさの解決については大きな課題が残ったままである。それには『場をつなぐ存在』としての心理職の専門性を伝えていくことが課題であり、それには今回、明らかとなった心理職の専門性を広めるこそがその第一歩となるだろう。

またさらに、今回は5名の保護者にインタビューを行いその内容をカテゴリ別に分け相関図を作り考察したが、5名のデータでは理論的飽和を満たすことは難しいこともわかった。より詳しいデータを使用するためには、やはり調査対象者を広く募る必要がある。また、児童発達支援に従事する心理士たちが自身の領域である事業所にスポットを当て、テキスト化する作業である、臨床エスノグラフィーの執筆が必要であると思われる。臨床エスノグラフィーについて、東畑（2022）は「それぞれの臨床現場が

社会の中でいかなる機能を担う場所であるのかを明示し、そこではいかなる主体性が適応的、不適応的であるのかを再考すること」と述べ、山崎（2024）は「領域の知」という言葉とともに、普遍的な知でなく、ある特定の領域でのみ通用する、むしろ重宝される知となっていくことの説明がされている。児童発達支援事業という比較的新しい領域の臨床エスノグラフィーが集まることにより、そこに理論的飽和が生まれ信頼性の高いデータが収集可能となる。信頼性の高いデータは支援のさらなる活性化へと導

き、それは行政や法へと届くものにもなると思われる。

この課題をさらに進展させるためには、心理職の専門性を軸に、児童発達支援において、保護者－専門職－多職種、また保護者－事業所－他機関（行政）との円滑な支援提供が実施できる連携構造を引き続き研究し検討が必要であり、また、このような児童発達支援事業における研究が、そこで働く心理職の足掛かりとなり広く研究されるようなアプローチを引き続き行っていきたい。

引用文献

- 本郷一夫（編著）（2008）. 子どもの理解と支援のためのアセスメント. 有斐閣選書. 1-5.
- 稲葉政徳（2018）. 放課後等デイサービスにおける発達障害児や知的障害に対する理学療法士としての役割についての考察——多職種者との連携に着目して——. 岐阜保健短期大学紀要, Vol. 9. 44-54.
- 角田孝之（2019）. 児童発達支援事業所と放課後等デイサービスにおける作業療法士の専門性. 健康科学と人間形成, Vol. 5. 59-66.
- 山中政弘・山下雅子・森 夏美（2017）. 幼稚園・保育園における臨床心理士のニーズについて——発達・教育の視点から——. 福岡県立大学心理臨床研究, 9巻. 49-56.
- 丸山充子・佐藤菜穂・沢藤由美・吉沢一弥（2017）. 多機関連携臨床のプロセスとモデルの抽出——小児医療、療育、児童福祉における心理士の役割から——. 日本女子大学紀要, 家政学部, 第64号. 1-9.
- 榊原久直（2019）. 親子を支える多機関・多職種連携臨床における心理職の役割. 神戸松蔭こころのケア・センター臨床心理研究.
- 下山晴彦（2013）. 心理学的アセスメントの多元性——精神医学的診断との比較を中心に——. 季刊精神科診断学, 9. 435-455.
- 滝川一廣（2017）. 子どものための精神医学. 医学書院. 63-72.
- 田嶋誠一（2013）. 心理援助と心理アセスメントの基本的視点. 臨床心理学, 3. 506-517.
- 鶴 宏文・中谷奈津子・関川芳孝（2017）. 保育所を利用する保護者が保育士に悩みを相談する条件——保護者へのインタビューを通して——. 武庫川女子大学大学院 教育学研究論集, 第12号. 31-38.
- 東畑開人（2022）. 反臨床心理学はどこに消えた？——社会論的転回序説2. 森岡正芳・東畑開人（編）心の治療を再考する——臨床知と人文知の接続. 臨床心理学増刊第14号. 金剛出版. 9-29.
- 山本佳代子（2017）. K市における放課後等デイサービス事業所の現状と課題——放課後等デイサービスガイドラインをふまえて——. 西南女学院大学紀要, Vol. 21. 107-113.
- 山崎孝明（2024）. 当事者と専門家——心理臨床学を更新する——. 金剛出版.
- 吉岡恒生（2012）. 発達障害児のアセスメント. 愛知教育大学教育臨床総合センター紀要, 第2号. 79-86.

Abstract

**Psychologists' Expertise in
Child Development Support
—A Study of Multidisciplinary Collaboration
and Challenges for Psychologists through
Interview Survey—**

Ryo Inoue

The purpose of this study is to clarify, through an interview survey of parents who use child development support offices, the professionalism of psychologists in those offices and the challenges of multidisciplinary cooperation.

Based on the results of the analysis using the KJ method, the following were identified: A) [Psychologists as considered by parents], B) [Needs for child development support], C) [Professional advice (by psychologists)], D) [Anxiety and conflict that parents have], E) [Environment in which parents are placed], F) [Needs at related institutions], G) [Cooperation with other institutions], H) [Community Relationship with local welfare], I) [Parenting at home], J) [Hurtful experiences], K) [Professionals including non-psychologists], L) [Trust with professionals], M) [Dissatisfaction], and N) [Others]. By organizing these category relationships, it is clear that the “expertise of psychologists in child development support” means “counseling with a counseling mindset represented by a clinical psychological attitude,” “assessment skills based on specialized knowledge of developmental characteristics,” and “a presence that connects places” across multiple professions and agencies. The committee also clarified the role of the counselor as a “link between places” across multiple professions and institutions. Regarding “multidisciplinary collaboration,” it was also clarified that parents are seeking collaboration needs both inside and outside of the facility. However, issues remained in terms of collaboration outside of the offices. It was highlighted that the first step in multidisciplinary and multiorganizational collaboration is for both psychologists and other professionals to understand each other’s expertise and the culture of the professional field and work environment, and that serving as a guidepost is essential for psychologists to demonstrate their expertise as a presence that connects places.